

令和2年度の業績

令和2年度の運営方針

当金庫は、令和2年度策定(期間3カ年)の第9次中期経営計画「地域・お客様との「共通価値」の創造と発展(共存共栄)」をスタートさせております。

同中期経営計画は、1.お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える(顧客の観点)、2.経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立(組織の観点)、3.地域、お客様の成長を担う人材の育成(職員の観点)の3つを基本方針として掲げております。

また、コア業務純益(除投信解約益)、当期純利益、貸出金残高、預金残高、自己資本比率の5項目を目標経営指標としております。

令和2年度の経営環境

令和2年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けることとなりました。前半には、感染防止対策の効果が表れ感染拡大が一服した状況となり、政府による財政出動の効果もあり、経済は持ち直しの傾向が表れつつありました。しかしながら、後半には再び感染拡大の状況となり、企業の業績悪化・倒産の増加・失業者の増加等の負の面が表面化しております。

令和2年度の預金・貸出金・損益の状況

預金

お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施したほか、新型コロナウイルス感染症関連の給付金・補助金等により、預金・積金残高は204億円増加し、6,966億円となりました。

貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者様に積極的な資金繰り支援を実施した結果、貸出金残高は160億円増加し、3,413億円となりました。

損益の状況

金利の低下により貸出金利息は減少しましたが、有価証券利息配当金等の増加により資金利益は増加しました。また、役員収益の増加や経費の削減等の効果もあり、経常利益は前年比464百万円増加の1,338百万円となり、当期純利益は、前年比635百万円増加し、1,316百万円となりました。

自己資本比率について

自己資本比率(令和3年3月末) **10.07%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、貸出金等のリスク・アセットの減少に加え、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.75%ポイント上昇しました。

令和3年3月末の自己資本比率は10.07%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推進し、自己資本の充実に努めてまいります。

$$\text{自己資本比率の算出方法} \gg \gg \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 } 31,047 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット } 308,025 \text{ 百万円}} \times 100 = 10.07\%$$

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	10,691	10,575	9,499	9,679	9,437
経常利益	1,959	1,223	770	873	1,338
当期純利益	1,789	1,117	712	681	1,316
出資総額	2,368	2,393	2,427	2,408	2,392
出資総口数(千口)	4,736	4,787	4,854	4,816	4,784
純資産額	28,850	29,218	31,565	30,064	34,440
総資産額	700,613	725,717	729,091	710,879	756,068
預金積金残高	665,271	688,213	690,315	676,151	696,626
貸出金残高	314,038	326,437	328,772	325,333	341,371
有価証券残高	190,251	187,357	196,139	212,440	232,475
単体自己資本比率(%)	9.58	9.03	9.30	9.32	10.07
出資に対する配当金	93	94	95	96	95
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	11	11	11	11	10
うち常勤役員数(人)	7	7	7	7	6
職員数(人)	538	527	542	521	499
会員数(人)	44,137	44,162	44,198	43,641	43,184

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	①破綻先債権に該当する貸出金 51
イ. 事業の組織 8	②延滞債権に該当する貸出金 51
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 8	③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 51
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 8	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 51
二. 事務所の名称及び所在地 64	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 61
2. 金庫の主要な事業の内容 2	二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 50
3. 金庫の主要な事業に関する事項	4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 46
イ. 直近の事業年度における事業の概況 35	
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 35	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 41	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制 10	
ロ. 法令遵守の体制 12	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 17	
二. 金融ADR制度への対応 14	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 36	
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金 49	
②延滞債権に該当する貸出金 49	
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 49	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 49	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 54	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券 44	
②金銭の信託 45	
③第102条第1項第5号に掲げる取引 46	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 49	
ヘ. 貸出金償却の額 49	
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 37	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 46	
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 37	
(参考)退職給付会計について 47	
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 50	
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 50	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況 50	
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 50	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 50	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 63	
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 63	
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 63	
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 63	
(5)信用リスク削減手法に関する事項 63	
(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 63	
(7)証券化エクスポージャーに関する事項 63	
(8)出資等エクスポージャーに関する事項 63	
(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 63	
(10)金利リスクに関する事項 63	